

### III 償却資産の申告方法

- ◇ 每年1月1日現在の状況（償却資産の名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数など）について、  
資産の多少、増減の有無にかかわらず、申告が必要です。
- ◇ 申告が必要な資産を所有していない場合は「該当資産なし」申告をお願いします。

#### 1 申告義務者

令和8年1月1日現在の償却資産の所有者が申告義務者になります。（地方税法第383条）

なお、次の方も申告が必要です。

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の場合は、貸主の方
- (2) 所有権移転ファイナンス・リース取引の場合は、原則として借主の方
- (3) 所有権留保付割賦販売の場合は、原則として買主の方
- (4) 内装・造作及び建築設備等の事業用資産を取り付けた賃借人（テナント等）

#### 2 提出期限

法定申告期限は、**令和8年2月2日（月）**です。

※ 控えが必要な方は、各自コピーをお取りください。また、受付印を押した控えが必要な方は、申告書を提出する際にコピーをお持ちください。  
申告書を郵送で提出される方で、受付印を押した控えの返送を希望される場合は、控え用のコピーと切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

### 3 提出書類

申告方法は■一般方式と■電算処理方式の2つの方法があります。提出書類が異なるのでご注意ください。

#### ■ 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告する方式で、評価額等の計算は習志野市で行います。

	提出書類		記入上の注意
	償却資産申告書	種類別明細書	
		増加資産 全資産用	減少資産用
初めて申告される方	○	○※	※ 全資産の明細書を提出してください。
資産の増減がない方	○		申告書の備考欄に「増減なし」と記入してください。
増加した資産のある方	○	○	増加資産の明細書を提出してください。
減少した資産のある方	○		減少資産の明細書を提出してください。
廃業、転出等で習志野市内に事業所がなくなった方	○		申告書の備考欄にその事由を記入してください。 (例:令和7年11月転出)
該当資産がない方	○		申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入してください。

#### ■ 電算処理方式

独自の電算システム等により、全ての資産について申告者側で評価額及び課税標準額を計算したうえで申告する方式です。計算方法については6ページ<IV 債却資産の課税について>を確認してください。

	提出書類		記入上の注意
	償却資産申告書	種類別明細書	
		増加資産 全資産用	減少資産用
初めて申告される方			※1 増加した資産がある場合は、「増加資産明細書」も提出してください。
資産の増減がない方			※2 減少した資産がある場合は、「減少資産明細書」も提出してください。
増加した資産のある方 ※1	○ (注1)	全資産明細書 ○ (注2)	
減少した資産のある方 ※2			
廃業、転出等で習志野市内に事業所がなくなった方	○		申告書の備考欄にその事由を記入してください。 (例:令和7年11月転出)

(注1) 申告書には、資産の種類ごとに評価額(ホ)、決定価格(ヘ)、課税標準額(ト)を記入してください。

(注2) 種類別明細書には、全資産一品ごとに1月1日現在の評価額及び課税標準額等を記入してください。

### 4 電子申告

地方税共同機構が運営している地方税ポータルシステム  
(eLTAX) を利用することで、償却資産の申告手続きがオフィス等の  
パソコンからインターネットを利用して行うことができます。

• eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

• eLTAXヘルプデスク 電話番号: 0570-081459

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)

※ 申告データ等の作成に係る操作方法等については、eLTAXホームページをご覧いただきか、  
eLTAXヘルプデスクにお問い合わせください。

### 5 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第386条に基づく過料を科せられることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。